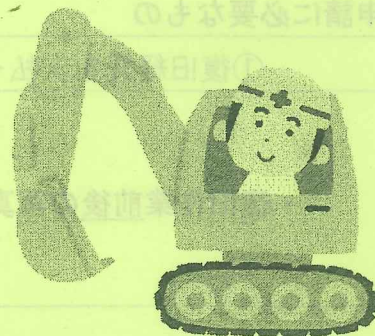


農地などの災害復旧に補助します

7月25日から26日の豪雨で被災した農地や農道、農業水路などの原形復旧に対し、次のとおり補助金を交付します。

◎対象となる経費

- ・ 工事費（業者に発注するもの）
- ・ 資材購入費
- ・ 機械や器具のリース料
- ・ 機械を使用したときの燃料の実費・・・など



◎対象となる作業等の例

- ・ 農地に堆積した土砂や流木等の撤去
- ・ 水路に堆積した土砂等の撤去
- ・ 欠損した水路の補修
- ・ 崩落や陥没した農道の補修
- ・ 故障した水中ポンプの修繕、交換
- ・ 応急的な用水手当てとして水中ポンプをリース・・・など

◎注意

- ・ 復旧内容が補助金の対象となるか分からない場合は、あらかじめご相談ください。
- ・ 自ら復旧する場合の賃金や謝礼、可搬式ポンプの修繕費は対象となりません。
- ・ 業者等への依頼は、ご自分で行ってください。業者が多忙で工事を請け負えない場合は、時期をずらして依頼してください。（申請期限を来年4月末までに延長しました）

補助金額

対象となる経費の100%

（1か所あたり上限40万円、千円未満切捨）

**※経費を支払う際に振込手数料がかかった場合は、
その実費を上記の補助金に加えて交付します。**

申請期限

令和7年4月30日まで

※令和7年3月31日までに補助金の振込が必要な場合は、**令和7年3月10日までに**
申請手続きを完了してください。

裏面に続く ➡

申請手続き

復旧経費をすでに支払った場合は、表の①をご覧ください。

復旧経費をまだ支払っておらず、補助金の前払いを受ける場合は、表の②をご覧ください。

なお、町税や上下水道料金等の滞納がある場合は、完納してから申請してください。

◎申請に必要なもの

①復旧経費を支払った後	②復旧経費の支払い前
・ 復旧作業 <u>前後</u> の写真	すでに復旧作業が終わっている場合・・・ ・ 復旧作業 <u>前後</u> の写真 これから復旧作業を行う場合・・・ ・ 復旧作業 <u>前</u> の写真
・ 復旧経費の領収書 ・ 振込手数料がわかるもの (経費を口座振込で支払った場合のみ)	すでに復旧作業が終わっている場合・・・ ・ 復旧経費の請求書 これから復旧作業を行う場合・・・ ・ 復旧経費の見積書
・ 復旧経費の内訳や作業内容がわかるもの (請求書や見積書、明細書など)	
・ 振込先口座がわかるもの (農道や水路などの共用施設の場合は、水利組合や管理組合等の名義)	

◎補助金の前払いを受けた場合

復旧経費を支払った後、次のものを提出してください。

- ①作業後の写真
- ②復旧経費の領収書
- ③振込手数料がわかるもの（経費を口座振込で支払った場合のみ）

【申請・お問合せ先】

真室川町役場 農林課農林整備係 TEL. 0233-62-2052

◎固定資産税の減免について

農地が被災し、作付や使用ができなくなったときは、固定資産税の減免の対象となる場合があります。

詳しくは、町民課税務係（TEL. 0233-62-2054）にお問合せください。